

第50回記念公募展伊奈町美術展覧会 (町展) 開 催 要 項

- 趣 旨** 本展覧会は広く町民の美術思想の普及と創造的表現力の開発をはかり、伊奈町の文化向上に寄与するため開催するものである。
- 名 称** 第50回記念公募展伊奈町美術展覧会(町展)
- 主 催** 伊 奈 町、伊奈町教育委員会、伊奈町美術家協会
- 後 援** 伊奈町文化協会、伊奈町商工会、伊奈町観光協会
- 協 賛** 埼玉県芸術文化祭実行委員会
- 会 期** 令和6年10月22日(火)～10月27日(日)午前9時～午後5時(最終日は午後3時まで)
- 会 場** 伊奈町総合センター 伊奈町中央五丁目179番地

8. 出品種目

(1) 第一部 一般の部

1部 日本画 2部 洋画 3部 彫刻 4部 工芸 5部 書 6部 写真

(2) 第二部 無審査の部

1部 日本画 2部 洋画 3部 彫刻 4部 工芸 5部 書 6部 写真

9. 応募方法

別添の「出品申込書」及び「控」に必要事項をご記入の上、9月20日(金)までに郵送、持参またはFAXで生涯学習課へ提出してください。

提出先: 伊奈町教育委員会生涯学習課「町展」係

住所: 〒362-8517 伊奈町中央四丁目355番地

電話: 048-721-2111

FAX: 048-721-4851

※提出期限までに出品申込書の提出が難しい場合は、生涯学習課までご連絡ください。

10. 応募資格

第一部 一般の部 ・ 第二部 無審査の部 共通

16歳以上の人で町内に在住か在勤、または在学の人あるいは町内の美術団体に所属している人。

第二部:無審査の部については、町内で創作活動されている人。

※美術家協会会員は、所属部門の第二部:無審査の部には出品できません。

11. 応募作品及び点数

(1) 第一部 一般の部

未発表(公募展出品作品は不可、グループ展・個展は可)のものに限る。各部とも一人2点までとする。

(2) 第二部 無審査の部

各部とも一人2点までとする。

12. 出品料

(1) 第一部 一般の部 1点につき1,000円とする。納付した出品料については返還しない。

(2) 第二部 無審査の部 1点につき500円とする。納付した出品料については返還しない。

13. 作品の規格

(1) 第一部 一般の部

部 門	規 格 制 限
1部 日本画	8号以上で額装(ガラス不可)軸装。(仮巻は不可)
2部 洋画	8号以上60号まで(版画はこの限りではない)額装(ガラス不可)。 2点応募する場合には、合計で100号を超えないこと。
3部 彫刻	大きさ素材共自由
4部 工芸	大きさ(1.5m×1.5m以内) 素材自由 額装(ガラス不可)
5部 書	縦半切以内、横幅1.5m以内、枠、額、軸装のこと。 (仮巻、ガラス不可) 釈文添付のこと。
6部 写真	白黒、カラーとも4ツ切以上全紙まで。 額装(ガラス不可) パネル 組写真は1m×1.5m以内とする。

(2) 第二部 無審査の部

部 門	規 格 制 限
1部 日本画	8号以下で額装(ガラス不可)軸物は表装すること。(仮巻は不可)
2部 洋画	8号以下で額装(ガラス不可)。
3部 彫刻	素材自由(50cm四方以内)
4部 工芸	大きさ(1m×1m以内) 素材自由 額装(ガラス不可)
5部 書	縦半切1/2以内、額装、軸装のこと。 (仮巻、ガラス不可) 釈文添付のこと。
6部 写真	白黒、カラーともA4～A3まで 額装(ガラス不可)、パネル

第一部・第二部共通 { ※額装の場合は、必ず紐をつけてください。
※題名は10文字以内でご協力ください。

14. 搬入 10月20日(日)町総合センター2階で、午前9時30分から11時30分まで受け付ける。
すぐ展示できるようにして、領収書・預り証及び出品票に記入の上、出品料を添えて搬入する。
(当日に搬入できない場合、18日(金)までに教育委員会生涯学習課へご相談ください。)

15. 搬出 10月27日(日)午後3時から3時30分までに、必ず預り証持参のうえ、受領する。
本人が来られない場合でも、代理人の方が預り証を持参の上搬出すること。

16. 褒賞

(1) 第一部 一般の部

審査の結果、成績優秀な者には次の賞を贈る。

町長賞、議長賞、教育長賞、埼玉県芸術文化祭実行委員会会長賞、文化協会会長賞、商工会長賞、
観光協会会長賞、美術家協会会長賞、第50回記念賞、美術家協会賞、特別賞

(2) 第二部 無審査の部

褒賞はありません。

17. 授賞式 上記の褒賞を受賞した方は、10月27日(日)午前10時より伊奈町役場第1会議室で授賞式を行います。
当日は9時30分から受付開始、9時45分までに受付を済ませてください。

18. 個人情報 本展覧会に関わる個人情報は、一連の事項以外には使用しません。なお、入選者の氏名・作品名を目録、広報等に掲載いたします。また、次年度の案内状送付時に使用いたします。

19. 作品管理 出品作品は努めて保護しますが、正常な管理状態のもとで生じた事故(損傷、紛失、盗難等)については、その責任を負いません。

20. その他 諸般の事情により、町展を中止する場合があります。

* 備考 町展についての照会先は、伊奈町教育委員会生涯学習課(電話 048-721-2111)です。